

○柏市無料低額宿泊所設備運営基準条例

令和2年3月19日

条例第8号

(趣旨)

第1条 この条例は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第68条の5第1項の規定により、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準(令和元年厚生労働省令第34号。以下「基準省令」という。)において使用する用語の例による。

(無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準)

第3条 無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準については、次条に定めるもののほか、基準省令第2条から第32条まで(基準省令第12条第6項第1号ハを除く。)に定めるところによる。

(1の居室の床面積)

第4条 1の居室の床面積(収納設備を除く。)は、7.43平方メートル以上とする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条(基準省令第11条及び第32条に係る部分に限る。)の規定は、令和4年4月1日から施行する。